

食中毒多発期に備え 「食品等の夏期一斉取締り」を実施します

食中毒の発生が増加する夏期を迎え、県民の皆様の食の安全・安心を確保するため、県内の飲食店や食品関係施設を対象に「食品等の夏期一斉取締り」を実施します。県内の保健福祉事務所（保健所）が重点的な監視指導及び検査を行います。

1 目的

夏期は気温の上昇により細菌性食中毒が発生しやすいことから、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌等による**食中毒の予防**を図るため、食品の衛生的な取扱い及び施設の衛生管理状況について重点的に監視指導を実施します。

2 期間

令和8年7月1日（水）から8月31日（月）まで

3 実施機関

県内10保健福祉事務所（保健所）

4 実施方法

（1）施設に対する立入検査

対象施設：飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、学校等
主な確認事項：食品の衛生的な取扱い、施設の衛生管理、食品表示の適正表示等

（2）食品の抜取り検査

対象食品：加工食品、食肉製品、果実・野菜等
検査項目：微生物、食品添加物、残留農薬等

5 県民の皆様へ

食品は十分に加熱し、手洗いを徹底するなど、食中毒予防に努めてください。

6 参考（前年度実績）

（1）立入検査の結果

立入検査施設数：1,815 施設

指導件数：83 件

（内訳）

- ・許可を要する営業施設：83 件
- ・許可を要さない営業施設：0 件

（2）食品の抜取り検査結果

検体数：142 件

不適件数：0 件

7 問合せ先

取材や個別の実施状況については、各保健福祉事務所（保健所）へお問い合わせください。

（保健福祉事務所一覧：取材・連絡先）

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

担当 健康福祉部食品・生活衛生課
食品衛生係、乳肉・動物衛生係
安田、小山、中村、齋藤

電話 026-235-7155（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2661・2641

F A X 026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp